



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2022.12月 No.212

takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

今年も残りわずかとなりました。事業所様におかれましては、年末のお忙しい日々をお過ごしのことと思います。新型コロナウイルス感染はもちろん事故や怪我にはくれぐれもお気を付け下さい。

社会保険加入事業所の皆さまへ



● 賞与の支給がありましたらご連絡下さい。

賞与を支給されましたら、年金事務所へ賞与支払届を提出致しますので、①支給日、②支給する方のお名前、③賞与金額のご連絡をよろしくお願い致します。社会保険料は毎月控除している保険料と計算が異なりますのでご注意ください。保険料の計算が分からない場合は、当事務所で計算致しますのでお気軽にご相談下さい。

また、毎月の給与において、昇給・降給や諸手当の変動があった場合も、ご連絡いただきますようよろしくお願い致します。連絡の際はFAX・メールでの送信をお願い致します。

労働保険事務組合加入の事業所様へ



● 第3期分の納入通知書をお送りいたします。

労働保険料納入通知書を現在順次発送しております。第3期分の納付期限は1月31日です。ご協力をお願い致します。

◆ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書についてのお願い

顧問料および手続き報酬をお支払いいただいている事業所様につきましては、「令和1年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の発行をお願い致します。1月20日(金)までにご送付いただきますようお願い致します。発行についてご不明な点がございましたら、当事務所または委託されている会計事務所様へお問い合わせ下さい。

当事務所では給与計算代行業務の依頼が増えています。複雑化した計算や時間の集計、銀行への振込業務、他に任せるのが心配等～の理由が多いようです。ご質問やお問合せは各担当までお願いします!!



所長より

今年も変わらぬご支援をいただき心から感謝申し上げます。終息が見えない新型コロナ感染症についてもまだまだ油断できない状態が続いております。加えて様々な原材料高が重なって事業所様のご苦労も多いことと思います。しかし、こういう時こそ、目指すものを再度明らかにしつつ、社員とともに事業所の維持・継続のために力をつくすことが、大事なのだと考えます。当事務所も同じように苦労しておりますので、一緒に困難を乗り越えて新しい年を迎えたいものです。どうぞ皆様ご自愛ください。

橋口事務所の年末年始の業務お知らせ。



12月28日(水) 本年度業務終了日 1月5日(木) 新年度業務開始日

ご理解の程よろしくお願い致します。

